

### 13 環境省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|               |                            |                  |                |
|---------------|----------------------------|------------------|----------------|
| 管理コード         | —                          | プロジェクト名          |                |
| 要望事項<br>(事項名) | 狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること。 | 都道府県<br>提案事項管理番号 | 兵庫県<br>1030070 |
| 提案主体名         | 兵庫県                        |                  |                |

|             |     |
|-------------|-----|
| 制度の所管・関係府省庁 | 環境省 |
|-------------|-----|

|   |
|---|
| <p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の安全な取扱いについての項目であり、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者」については、既に「銃砲の安全な取扱い」はクリアしているところであり、当該技能試験のうち、銃砲所持許可の検定と重複する課題を免除する。</p>  |
| <p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>捕獲の即戦力となり得る銃砲所持許可所持者に狩猟免許の取得を促していくために、銃砲の所持許可を得るうえで銃刀法に基づき実施された技能検定において銃器の基本操作については既に技能を確認されていることから、狩猟免許技能試験において重複するこの課題についてのみ免除し、受験者の負担を軽減する。</p> <p>なお、あくまで免除をするのは試験(検定)の実施視点にかかわらず普遍である基本操作(銃器の点検・分解結合、装填、射撃姿勢、脱包)のみであり、実際の猟野での発砲を想定した試験項目(団体行動の場合の銃器の保持・受け渡し、休憩時の銃器の取扱等)については実施するものである。</p> <p>提案理由:</p> <p>本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保が喫緊の課題となっている。そのため狩猟免許所持者、とりわけ第一種銃猟免許所持者を増加させる必要があることから再提案するものである。</p> |

13 環境省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|               |   |                  |                |
|---------------|---|------------------|----------------|
| 管理コード         | —   | プロジェクト名          |                |
| 要望事項<br>(事項名) | 鳥獣保護区において狩猟期間中に捕獲許可を受け<br>ずに特定鳥獣を捕獲できるようにする | 都道府県<br>提案事項管理番号 | 兵庫県<br>1030080 |
| 提案主体名         | 兵庫県   |                  |                |

|             |     |
|-------------|-----|
| 制度の所管・関係府省庁 | 環境省 |
|-------------|-----|

|                 |   |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容     | <p>鳥獣保護区のうち、特定の鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害が発生している地域で、知事が指定した区域については、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中の捕獲許可を不要とする。</p>   |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区において、特定鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害を発生させている地域で、知事が指定した区域内においては、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中の有害鳥獣捕獲許可を受けることなく捕獲できる特例を設ける。</p> <p>このことにより、都道府県知事が著しい農林業被害が生じている区域を指定して、シカ及びイノシシの個体数管理を図ることができる。</p> <p>なお、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与えるシカ、イノシシのみについて区域、期間、捕獲手法(わなに限定)を限定して行うことから、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を与えることなく実施することができる。</p> <p>提案理由:</p> <p>本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、鳥獣保護区においても有害鳥獣捕獲や個体数調整の実施により捕獲を行っているが、許可捕獲では捕獲従事者の減少等により、十分な捕獲ができていない。農林業被害を早期に減少させるため、有害鳥獣捕獲のみでなく狩猟も含めた総合的な個体数減少に向けた取組が必要となっている。また、農林業被害の影響から鳥獣保護区の更新の際には地元同意が難しい状況も生じている。</p> |

### 13 環境省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|               |  |                  |                |
|---------------|--|------------------|----------------|
| 管理コード         | —  | プロジェクト名          |                |
| 要望事項<br>(事項名) | 有害鳥獣捕獲活動において、夜間(日没後から日出前まで)も銃による鳥獣の捕獲をできることとする | 都道府県<br>提案事項管理番号 | 兵庫県<br>1030090 |
| 提案主体名         | 兵庫県  |                  |                |

|             |     |
|-------------|-----|
| 制度の所管・関係府省庁 | 環境省 |
|-------------|-----|

|   |
|---|
| 求める措置の具体的内容   |
| シカによる農林業被害が著しい地域において、捕獲場所、射撃方法、射手の技能等の一定の要件を満たす場合に、夜間においても銃器を使用した鳥獣の捕獲ができることとする。  |
| 具体的事業の実施内容・提案理由   |
| <p>日出前及び日没後に禁止されている銃猟について、捕獲場所、射撃方法、射手の技能等の一定の要件を満たす場合に夜間においても銃器を使用してシカの捕獲を可能とする。これにより安全を確保しつつ効率的なシカの捕獲を進め、また平日でも捕獲隊員を確保することにより早期に農林業被害の減少を図る。</p> <p>提案理由:</p> <p>本県においては、シカによる農林業被害が全被害額の約半分を占め、有害鳥獣捕獲や個体数調整を行っているが未だ適正頭数に達しておらず、一方、捕獲隊員の減少・高齢化等により日中の捕獲活動はこれ以上拡大できない状況にある。また、夜間の捕獲は効率性が期待できるだけでなく、条件を整えれば日中よりも安全に射撃できる。</p> <p>代替措置:</p> <p>安全性を確保するため、次の要件を満たす場合に許可を行う。①安全に射撃できる場所(獲物の背後に安土を確保できる位置、又は上から地面に向けての射撃できる位置)・時間帯に対象動物を誘引できること、②予め設定した発砲位置から設定した射撃範囲への射撃であること、③指揮者が指示したタイミングで発砲すること、④射手は研修等を受けた登録した者に限定。</p> |

### 13 環境省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|               |                              |          |         |
|---------------|------------------------------|----------|---------|
| 管理コード         | —                            | プロジェクト名  |         |
| 要望事項<br>(事項名) | 自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外 | 都道府県     | 兵庫県     |
|               |                              | 提案事項管理番号 | 1030100 |
| 提案主体名         | 兵庫県                          |          |         |

|             |     |
|-------------|-----|
| 制度の所管・関係府省庁 | 環境省 |
|-------------|-----|

|  |
|--|
| <p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>国立公園内での風力発電施設設置について、県が風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。</p>   |
| <p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>本県では、2010年度の温室効果ガス排出量を2000年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の43000kWから2010年度までに10万kWまで増やす計画である。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。</p> <p>提案理由:</p> <p>本年1月に、わが国は、気候変動枠組条約事務局に対し、2020年までに1990年比で25%の削減目標を提出しており、今後、再生可能エネルギーの導入促進は不可欠な状況である。その方策の1つである風力発電施設の設置について、自然公園区域であっても、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべきである。</p> |

### 13 環境省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|               |                       |          |                       |  |
|---------------|-----------------------|----------|-----------------------|--|
| 管理コード         | —                     | プロジェクト名  | 廃棄物処理施設(バイオマス変換施設)の設置 |  |
| 要望事項<br>(事項名) | 廃棄物処理施設(バイオマス変換施設)の設置 | 都道府県     | 大阪府                   |  |
|               |                       | 提案事項管理番号 | 1057060               |  |
| 提案主体名         | 大阪市                   |          |                       |  |

|             |              |
|-------------|--------------|
| 制度の所管・関係府省庁 | 国土交通省<br>環境省 |
|-------------|--------------|

|                 |  |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容     | <p>バイオマスの一種である下水汚泥を大量に扱う下水処理場内で、同じくバイオマスの一種である食品廃棄物を比較的少量扱う施設を設置する場合であっても、廃棄物処理施設としての『建築基準法』第 51 条等の手続きが必要となる場合がある。『建築基準法』第 51 条等の対象となる産業廃棄物処理施設に該当しないよう規制緩和を求める。</p>  |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>本市では、環境先進都市をめざす上で、バイオマスの利活用による CO2 の排出抑制や資源循環を推進する重要性に鑑み、既存の下水処理場の敷地等を活用し、バイオマス変換施設を設置し、大半が未利用となっている食品廃棄物や下水処理場で受け入れている下水汚泥を発電や熱供給に利活用したいと考えている。</p> <p>しかしながら、バイオマス変換施設の設定については、現在、廃棄物処理施設として『建築基準法』第 51 条の規定等に基づく手続きが必要となる場合があり、速やかな施設設置の妨げとなっているのが現状である。</p> <p>そこで、以下の 3 点について規制緩和を求めるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物に分類される食品廃棄物については、泥状のものであっても「動植物性残渣」とみなすことで「汚泥」とはみなさないこととすることにより、これを処理する施設について『建築基準法』第 51 条の対象とする産業廃棄物処理施設とはならないようにする。</li> <li>一般廃棄物に分類される食品廃棄物については、バイオマス変換施設に限り、『建築基準法』第 51 条の対象規模である処理能力 5t/日以上を緩和し、より大規模なバイオマス変換施設であっても手続きが簡素化されるようにする。</li> <li>既存の下水処理場のように、既に大規模にバイオマスを扱っている施設において、下水汚泥以外のバイオマスを扱う施設を追加する場合、下水処理場として都市計画決定していることを勘案して、新たな都市計画を決定することなく、バイオマス変換施設を設置できるようにする。</li> </ul> |

### 13 環境省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|               |                       |          |           |  |
|---------------|-----------------------|----------|-----------|--|
| 管理コード         | —                     | プロジェクト名  | エコポイント宝くじ |  |
| 要望事項<br>(事項名) | エコポイント宝くじに特化した特別立法の措置 | 都道府県     | 福井県       |  |
|               |                       | 提案事項管理番号 | 1058010   |  |
| 提案主体名         | (株)市姫商事、福井県商工会議所      |          |           |  |

|             |       |
|-------------|-------|
| 制度の所管・関係府省庁 | 総務省   |
|             | 法務省   |
|             | 経済産業省 |
|             | 国土交通省 |
|             | 環境省   |

|  |
|--|
| <p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>第16次経済改革特区に(株)市姫商事が取得済みのビジネス特許のスキームによって立案提出したビジネスモデルプランに対して関係4省の回答はすべて立法化以外に道無しとの回答であった。ゆえに各省の意向に沿うためにも立法化を図り、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進されたい。</p>   |
| <p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止める<br/>CO2-25%削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、協議実行する基本となるものである。</p> <p>②エコポイントの集約化は経済活性化の活路となる<br/>近代産業が急速に集約化する中において、ポイント&amp;マイル部分については集約化が進んでいない。最大の原因は発注主体企業等がなるべく権利を行使しない期限付きで失権する事に外ならない。現況の経済界においては新しい形態のイノベーションの実施こそ事業発展のキーポイントとも言われている。財源なき政府経済施策においては、現在又は将来において1000ポイント単位のクーポン又はネット上における決済等を通じて経済流通上にポイントを企業通貨として利用すれば、昨年より発行のグリーン家電エコポイント・エコカー補助金・住宅関連エコポイント等の合計は約9000億、専門業者の説によれば約4倍の3兆6000億の経済波及効果ありと断じられている。</p> <p>③現在政府が求めているものは、内需拡大の施策である<br/>現在実行中の予算の中のポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分かりやすく、新たな形態の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコ協賛ポイントを発行する様になると考えられる。いずれにしても、国民に対して、夢と希望とロマンを与え、感動・感激・スリルが口コミで広がり、国民の中へファッション的な経済思想を植えつけることが最大のテーマであると思う。</p> |